

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年12月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000118号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000079号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成29年11月1日から同年3月1日に訂正し、同年3月から同年10月までの標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

平成29年3月1日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年3月1日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を、上記訂正後の平成29年3月1日から同年2月27日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

平成29年2月27日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和45年生

住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年2月27日から同年11月1日まで

私のA社における厚生年金保険の記録は、当初、平成30年2月5日から令和元年8月5日までとなっていたが、その後、年金事務所により平成29年11月1日から平成30年2月5日までの期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認められた。私は、同社に技能実習生として請求期間から継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間についても被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち平成29年3月1日から同年11月1日までの期間について、請求者に係る雇用保険の加入記録により、請求者は当該期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、請求者の技能実習に係る監理団体であるB社は、請求者が、請求期間及び厚生年金保険の被保険者とされている期間において、A社で技能実習生として継続して勤務し、勤務期間中に請求者の勤務形態、勤務時間及び業務内容に変化はなかった旨回答している上、技能実習のための雇用契約書（以下「雇用契約書」という。）により、雇用契約期間は厚生年金保険の被保険者となることが記載されていることから、請求者は、平成29年3月1日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたものと認められる。

さらに、請求者から提出された平成29年4月分、同年5月分及び平成30年7月分の給与明細、並びに請求者と同時に来日し、同じ期間に技能実習生として勤務していた同僚から提出された平成29年3月分、同年10月分、平成30年1月分及び同年9月の給与明細の「健康保険」料欄は、すべて「19,900」円の記載が確認できることから、平成29年3月から同年10月までの期間において、同額の保険料控除が継続していたものと推認できる。

加えて、前記の平成29年3月分、同年4月分及び同年5月分の給与明細に係る「支払額合計」はいずれも131,877円、一方、同年10月分及び平成30年7月分の給与明細に係る「支払額合計」は136,047円と確認できることから、前記の同僚の同年9月分及び同年10月分の給与明細により、「基本給」の昇給に伴い「支払額合計」が変更されていることが確認できることから、平成29年10月分の給与明細においても、「基本給」の昇給に伴い「支払額合計」が変更されたものと推認できる。

これらのことから、請求者は、平成29年3月から同年9月までの期間は131,877円、同年10月は136,047円の給与が支給され、雇用契約書並びに厚生年金保険料率及び健康保険料率からすると、当該給与から厚生年金保険料及び健康保険料（介護保険料を含む。）の合算額19,900円が控除されていたと推認できる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日を、平成29年3月1日に訂正し、同年3月から同年10月までの標準報酬月額を、請求者及び同僚が提出した給与明細の総支給額並びに日本年金機構の回答から13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料の納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の届出及び保険料納付について回答が得られないが、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（平成30年2月6日受付）における資格取得年月日が平成30年2月5日とされていることから、事業主が同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届を提出し、その結果、年金事務所は請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち平成29年2月27日から同年3月1日までの期間について、前述のとおり、監理団体であるB社は、請求者がA社に勤務していた旨陳述している上、前記の雇用契約書により、当該期間が雇用契約期間であることが記載されていることから、請求者は当該期間に同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたものと認められる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日を、平成29年2月27日に訂正し、同年2月の標準報酬月額については、雇用契約書に定められた給与額及び

日本年金機構の回答から13万4,000円とすることが必要である。

なお、請求者の上記訂正後の厚生年金保険被保険者期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について、請求者は、当該期間に係る給与明細を所持していない上、事業主からも回答はなく、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、当該期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000119号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000080号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成29年11月1日から同年3月1日に訂正し、同年3月から同年10月までの標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

平成29年3月1日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年3月1日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を、上記訂正後の平成29年3月1日から同年2月27日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

平成29年2月27日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年2月27日から同年11月1日まで

私のA社における厚生年金保険の記録は、当初、平成30年2月5日から令和元年8月5日までとなっていたが、その後、年金事務所により平成29年11月1日から平成30年2月5日までの期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認められた。私は、同社に技能実習生として請求期間から継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間についても被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち平成29年3月1日から同年11月1日までの期間について、請求者に係る雇用保険の加入記録により、請求者は当該期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、請求者の技能実習に係る監理団体であるB社は、請求者が、請求期間及び厚生年金保険の被保険者とされている期間において、A社で技能実習生として継続して勤務し、勤務期間中に請求者の勤務形態、勤務時間及び業務内容に変化はなかった旨回答している上、技能実習のための雇用契約書（以下「雇用契約書」という。）により、雇用契約期間は厚生年金保険の被保険者となることが記載されていることから、請求者は、平成29年3月1日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたものと認められる。

さらに、請求者から提出された平成29年3月分、同年10月分、平成30年1月分及び同年9月分の給与明細、並びに請求者と同時に来日し、同じ期間に技能実習生として勤務していた同僚から提出された平成29年4月分、同年5月分及び平成30年7月分の給与明細の「健康保険」料欄は、すべて「19,900」円の記載が確認できることから、平成29年3月から同年10月までの期間において、同額の保険料控除が継続していたものと推認できる。

加えて、前記の平成29年3月分、同年4月分及び同年5月分の給与明細に係る「支払額合計」はいずれも131,877円、一方、同年10月分の給与明細に係る「支払額合計」は136,047円と確認できるところ、請求者の平成30年9月分及び同年10月分の給与明細により、「基本給」の昇給に伴い「支払額合計」が変更されていることが確認できることから、平成29年10月分給与明細においても、「基本給」の昇給に伴い「支払額合計」が変更されたものと推認できる。

これらのことから、請求者は、平成29年3月から同年9月までの期間は131,877円、同年10月には136,047円の給与が支給され、雇用契約書並びに厚生年金保険料率からすると、当該給与から厚生年金保険料及び健康保険料（介護保険料を含む。）の合算額19,900円が控除されていたと推認できる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日を、平成29年3月1日に訂正し、同年3月から同年10月までの標準報酬月額を、請求者及び同僚が提出した給与明細の総支給額並びに日本年金機構の回答から13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料の納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の届出及び保険料納付について回答が得られないが、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（平成30年2月6日受付）における資格取得年月日が平成30年2月5日とされていることから、事業主が同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届を提出し、その結果、年金事務所は請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち平成29年2月27日から同年3月1日までの期間について、前述のとおり、監理団体であるB社は、請求者がA社に勤務していた旨陳述している上、前記の雇用契約書により、当該期間が雇用契約期間であることが記載されていることから、請求者は当該期間に同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたものと認められる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日を、平成29年2月27日に訂正し、同年2月の標準報酬月額については、雇用契約書に定められた給与額及び日本年金機構の回答から13万4,000円とすることが必要である。

なお、請求者の上記訂正後の厚生年金保険被保険者期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について、請求者は、当該期間に係る給与明細を所持していない上、事業主からも回答はなく、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、当該期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000240号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000078号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成10年2月1日から平成11年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成10年2月から同年12月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成10年2月から同年12月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

- 2 請求者のB社(後に、C社、現在は、D社)における平成16年11月1日から平成19年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成16年11月から平成19年4月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年11月から平成19年4月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のB社における平成16年11月1日から平成17年10月1日までの期間、平成18年9月1日から同年10月1日までの期間及び平成19年4月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、上記2の訂正後の標準報酬月額(別表第6欄)から同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成16年11月から平成17年9月までの期間、平成18年9月及び平成19年4月の訂正後の標準報酬月額(別表の第6欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 10 年 2 月 1 日から平成 11 年 1 月 1 日まで
② 平成 16 年 11 月 1 日から平成 19 年 5 月 1 日まで

請求期間①はA社、請求期間②はB社に勤務していた。両社における勤務場所、業務内容等は同じで、社名が違うだけだが、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額より低いので、調査の上、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち平成 10 年 2 月から同年 9 月までの期間について、請求者から提出されたA社の給与支給明細書及び複数の同僚の給与支給明細書により、別表の第 2 欄、第 3 欄及び第 5 欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち平成 10 年 2 月から同年 9 月までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 6 欄に掲げる額に訂正することが必要である。

2 請求期間①のうち平成 10 年 10 月から同年 12 月までの期間について、請求者から提出されたA社の給与支給明細書により、別表の第 2 欄、第 4 欄及び第 5 欄に掲げるとおり、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち平成 10 年 10 月から同年 12 月までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月

額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、事業主は死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 3 請求期間②について、請求者から提出されたB社の給与支給明細書により、別表の第2欄、第4欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明であると回答しているが、請求者の給与支給明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与支給明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間②に係る訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間②のうち、平成16年11月から平成17年9月までの期間、平成18年9月及び平成19年4月については、上記給与支給明細書により、別表の第4欄及び第6欄に掲げるとおり、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記3の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成16年11月から平成17年9月までの期間、平成18年9月及び平成19年4月の標準報酬月額については、上記給与支給明細書により確認できる本来の報酬月額から、

別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第7欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記給与支給明細書によると、請求者は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、上記訂正後の標準報酬月額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（別表の第6欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

別表

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
	請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	報酬月額に見合う標準報酬月額	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
請求期間 ①	平成10年2月	15万円	28万円	—	26万円	26万円	—
	平成10年3月から同年5月まで	15万円	32万円	—	26万円	26万円	—
	平成10年6月	15万円	34万円	—	26万円	26万円	—
	平成10年7月	15万円	36万円	—	26万円	26万円	—
	平成10年8月及び同年9月	15万円	30万円	—	26万円	26万円	—
	平成10年10月から同年12月まで	20万円	—	34万円	34万円	34万円	—
請求期間 ②	平成16年11月から平成17年8月まで	22万円	—	32万円	30万円	30万円	32万円
	平成17年9月	22万円	—	34万円	30万円	30万円	34万円
	平成17年10月から平成18年8月まで	22万円	—	34万円	34万円	34万円	—
	平成18年9月	24万円	—	36万円	34万円	34万円	36万円
	平成18年10月から平成19年3月まで	24万円	—	36万円	36万円	36万円	—
	平成19年4月	24万円	—	36万円	30万円	30万円	36万円